

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

令和6年(ワ)第1861号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件
控訴人 山縣 真矢 外7名
被控訴人 国

証拠説明書 (控訴理由書第2分冊・甲 A644 から甲 A647)

2024年(令和6年)5月31日

東京高等裁判所第24部民事部イ係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子
ほか

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 A644	最高裁第三小法廷 令和3年11月30日判決 写し	R3. 11. 30	最高裁判所第三小法廷	
甲 A645	フランスにおける 非婚カップルの法的保護 (1) : パ ックスとコンキュー ビナーージュの研究 写し	2007. 3. 30	大島梨沙	PACS (le pacte civil de solidarite) が、1999年に 成立したPACS法により、フ ランスにおいて、婚姻制度とは 別の制度として導入された非 婚カップルのための制度で、 「異性または同性の、成年に達 した2人の自然人による、共同 生活を送る旨の契約」と定義さ れていること (124 頁) 非婚カップルであれば、法律上 異性のカップルも、法律上同性 のカップルも、近親者等でない ことという一定の条件の下、P A C S を利用することがきる こと (126 頁) P A C S の法的効果の発生に は、非婚カップル間での契約締 結に加え、裁判所における共同 申述、確定日付の付与、P A C

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

					<p>S 専用の登録簿への登録による公示などが必要となること (127 頁から 129 頁)</p> <p>P A C S の公示により、P A C S の当事者は、第三者に P A C S の存在やその合意内容(例えば、当事者の財産関係に関する分配の定め)を主張することができるようになること。賃借人である P A C S の一方当事者が死亡した場合に P A C S の他方当事者に賃借権が移転したり、同一企業で働く P A C S の相手方当事者に対して有給休暇を同時に取得する権利が与えられるといった効果が認められる他、所得税の合算課税、社会保険受給権などの効果が認められること (131 頁から 135 頁)</p> <p>P A C S では、婚姻とは異なり、当事者間に親族関係が発生せず氏の変更が認められない、姻族関係が発生しない、両当事者間の子どもについて嫡出推定規定が適用されず非嫡出子として扱われる、P A C S の両当事者を養親としての養子縁組も共同親権も認められない、P A C S の一方当事者が外国人であった場合のフランス国籍取得が婚姻の場合のように当然には認められないなど、付与される法的効果の点で婚姻制度との間に大きな差異が設けられていること (135 頁から 136 頁)</p>
甲 A646	フランスの同性婚法—家族制度の容—	写し	2013. 12	服部有希	PACS が 2 人の当事者間の契約としての位置づけを超えて、子を含めた親子関係を法的に承認するものでないこと (23 頁)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

					PACS と婚姻との差異のなかでも、とりわけ、養子縁組、生殖補助医療、共同親権等の制限は、法律上同性のカップルが親子関係及び家族関係を形成する上で大きな障害になっていた為、フランスでは2013年に民法を改正して法律婚制度に法律上同性のカップルを包摂したこと (23頁から24頁)
甲 A647	ベルギーにおけるカップルの地位の法的三元構造の発展	写し	2013.5	ジャン＝ルイ・ランション 大島梨沙(訳)	<p>ベルギーにおいて、法定同棲(法定同居)が導入されたのは、法律上同性のカップルか、法律上異性のカップルかに限らず、「婚姻せずにカップルで生活していた人々の状況の増加への対応を気につけ、その状況を『法定化する』ことを認めることによって、法的な地位を制度化」する必要性があったためであること (235頁から236頁)</p> <p>法定同棲(法定同居)が、「制度としてであれ、社会的事実としてであれ、婚姻にいかなる侵害も与えない」のが妥当であり、「婚姻より下位に何らかの形態を創り出すことは問題となりえないであろう」という基本的な考え方を背景に、「人の法と家族法に手を触れることなく、『最小限の財産的保護』を『婚姻を締結することを望まない、または婚姻することができないカップル』に提供することに限られる地位を制度化すること」を目指して、作られたこと (236頁)</p> <p>上記の制度設計の指針に従い、法定同棲(法定同居)が、家族関係を創設する行為ではなく、二人の同居者間の財産関係に純化した制度として設計され、</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京高裁)控訴審第1回期日(20240926)提出の書面です。

					<p>例えば、愛情的で性的な意味でのカップル以外の2人の同居者(例えば、兄と妹、母と娘、二人の友人)も、同制度を利用することができること(237頁)</p> <p>同居者は約定によって法定同棲(法定同居)の態様を定めることができるが(239頁)、法定同棲(法定同居)によっては家族法上の身分の変動は生じず、独身の同居者は独身という身分のままであり、いかなる身分証書も発行されず、法定同棲(法定同居)をした旨がベルギーに居住する人間の主たる住居を特定するための住民登録簿上に記載されるのみで、子どもに関しても、制度導入当初は非婚カップルと同じ状況であったこと(237頁から238頁)</p> <p>法定同棲(法定同居は、法定同棲(法定同居)者の一方が一定の手続をとることにより、一方的に終了させることができ、その解消も非常に簡単にできること(238頁)</p> <p>法定同棲(法定同居)には税制や社会保障に関するいかなる特権や特典も付与されないこと(239頁)</p>
--	--	--	--	--	--